

福島県からのお知らせ



避難所の皆様へ

福島県災害対策本部
平成23年5月12日(木) (第9報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第9報の紙面 -					
1	市町村への連絡のお願い	1	8	被災者生活再建支援制度について	5
2	警戒区域への一時立入りの申し込みを受け付けます【新規】	1	9	生活福祉資金について	5
3	医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について【更新】	2	10	震災対策特別資金について	5
4	住宅に関する情報について【更新】	3	11	農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)について	6
5	盗難被害の確認について【新規】	3	12	高校生の通学費支援について【新規】	6
6	原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について	4	13	消費に関する無料法律相談について	7
7	災害義援金について	4	◆	各種相談窓口のお知らせ	8
			◆	市町村問い合わせ先一覧(5月12日現在)	10

1 市町村への連絡のお願い

被災し避難されている皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いいたします。

なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、『福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いいたします。

◆ 0120-006-865 (フリーダイヤル)
【受付時間：8：00から22：00まで(毎日)】

※ 県内外の避難所や親戚・知人・公営・民間の住宅に避難されている方からの連絡をお待ちしております。また、避難されているお知り合いをご存じの方にも双葉郡支援センターに連絡くださるようお願いいたします。

2 警戒区域への一時立入りの申し込みを受け付けます

県では、警戒区域に係る一時立入りについて、避難者の皆さまの申し込みを受け付けるコールセンターを13日に開設します。

一時立入りを希望する場合は、『警戒区域一時立入り受付センター』へ御連絡ください。

◆ 0120-208-066 (フリーダイヤル)
【受付時間：8：00から22：00まで(毎日)】
【受付期間：平成23年5月13日(金)～6月12日(日)】

以下の主な項目について、事前に御確認いただいてから御連絡ください。

- ・ お名前
- ・ 立入り希望者のお名前
- ・ 連絡先（避難所、携帯電話の番号など）
- ・ 御自宅の住所
- ・ 避難所、避難場所の名称、住所

※ 一時立入りの日時については、別途市町村から御連絡する予定です。

3 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、6月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方、又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 保険証を紛失等により提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭で申し出てください。罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※ 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

7月1日からは、原則として医療機関に保険証と一部負担金等免除証明を提示していただくことが必要となります。詳しい手続き等は後日改めてお知らせします。（なお、原発事故により全域が避難等の対象となっている9町村については、住所で判断できることから、保険証があれば免除証明書は不要となる予定です。）

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療制度広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3916

これ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等か勤務先の事業所にお問い合わせください。

4 住宅に関する情報について

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施しています。

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

5月12日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆ 富岡町 ☎ 0120-336-466
- ◆ 南相馬市 ☎ 0244-23-7635
- ◆ 榑葉町 ☎ 0120-562-171 (いわき地区入居希望の場合)
- ☎ 0120-562-150 (会津地区入居希望の場合)
- ◆ 大熊町 ☎ 0242-26-3844
- ◆ 須賀川市 ☎ 0248-75-1111

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

◆ 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

☎ 024-521-7698、7867

【受付時間：8：30～20：00（毎日）】

(2) 旅館・ホテルへの一時受入れについて

二次避難所となる旅館・ホテルなどの宿泊施設への一時受入れを引き続き行っております。

なお詳細は、避難前に居住していた市町村に連絡してください。

5 盗難被害の確認について

県警察では、一時帰宅の際に盗難被害を確認した方の届け出等の負担を軽減するため、一時帰宅当日に警察官が被害者の方々に盗難被害の有無を確認させていただきます。

自宅を確認された際に盗難被害の有無を確認してください。

時間が限られていますので、「居間の金庫が荒らされ通帳が盗まれた。」程度の確認で結構です。

立ち入り後のスクリーニング場所の出口付近に警察官がおりますので、被害に遭われた方は、警察官に申し出てください。

後日、警察より被害届の届け出要領について連絡させていただきます。

なお、預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード等が被害に遭っている場合は、金融機関やカード会社等に連絡し、手続きをお願いします。

(県警察災害警備本部)

6 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

◆ 窓口電話番号 ☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き など

（参考）東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

7 災害義援金について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を配分いたします。詳しくは、避難前に居住していた市町村までお問い合わせください。

○配分対象世帯及び配分額

ア死亡・行方不明者	1人当たり	35万円（国義援金）
イ住宅全壊（焼）	1世帯当たり	35万円（国義援金） 5万円（県義援金）
ウ住宅半壊（焼）	1世帯当たり	18万円（国義援金） 5万円（県義援金）
エ東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内にある世帯及び計画的避難区域にある世帯	1世帯当たり	35万円（国義援金） 5万円（県義援金）

※1 住宅被害イ、ウと原発関係エの両方に該当した場合には国義援金35万円、県義援金5万円となります。

※2 死亡・行方不明者アと住宅・原発関係イ～エは重複しての支給が可能です。

※3 3月11日当時居住していた市町村へ申請することになります。

【お問い合わせ先】

各市町村窓口 別紙「市町村問い合わせ先一覧」をご覧ください。

福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

8 被災者生活再建支援制度について

(地震・津波で被害に遭われた方が対象)

【支援内容】

- 東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。
- 支援金は2種類あります。
 - ・**基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給するもの)
全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
 - ※ 被災した住宅は、持ち家だけではなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。
 - ・**加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給するもの)
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(民間) 50万円

【申請手続き】

申請手続きなど、詳細は被災時にお住まいのあった市町村にお尋ねください。また、基礎支援金を先に申請することができます。

9 生活福祉資金について

○生活福祉資金貸付

災害を受けたことにより臨時に必要となる資金や、引越や住宅の補修に必要な資金の貸付を行っています。

詳しくは県社会福祉協議会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉協議会 ☎024-523-1250

10 震災対策特別資金について

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事業活動に影響を受けた中小企業者向けの県制度資金「震災対策特別資金」をぜひご活用ください。

- 対象者 震災等により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者
- 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円(併用時は8,000万円限度)
- 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)
※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

福島県金融課 ☎024-525-4019
☎024-534-0928

1 1 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）について

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要なとする営農資金を融通します。

- 貸与限度額 個人300万円、法人・団体500万円
- 利子 無利子
- 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）
- 償還方法 元金均等年賦又は一括償還とする。
- 取扱金融機関 県内各農協

【お問い合わせ先】

福島県金融共済室 ☎024-521-7346

1 2 高校生の通学費支援について

県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、下記のとおり通学バスの運行や経費の支援を行います。

（1）県内各地のサテライト高校に通学する生徒及び被災により県内の他の高校へ転学した生徒の支援

- 生徒が公共交通機関などを利用して通学する場合、その経費を支援いたします。
- 支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

（2）相馬市内のサテライト高校に通学する生徒への支援

- 支援対象
原町高校、相馬農業高校、小高商業高校及び小高工業高校の生徒
- 支援内容
スクールバスの運行（原町高校 ⇄ 相馬高校、原町高校 ⇄ 相馬東高校）

（3）その他の生徒への支援

- ① 相馬高校、相馬東高校、新地高校、相馬養護学校の生徒への支援
 - JR常磐線が運休しているため、原ノ町駅から相馬駅間でスクールバスを運行いたします。
 - ただし、震災前に負担していたJRの運賃と同額の自己負担をしていただきます。
- ② 湯本高校、磐城農業高校の生徒への支援
 - 震災により校舎を使用できなくなった湯本高校はいわき明星大学、磐城農業高校は勿来高校で授業を行います。当該施設に通学する生徒の負担が新たに発生する場合や負担額が増加する場合には、新たに発生した額又は増加する額について県が支援いたします。
 - 支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。
- ③ それ以外の生徒への支援
 - 原発事故により県内で住居を変更し、今までと同じ県立高校へ通学するため、その経路や手段を変更して通学することになり、負担が増加する場合には、増加する額について県が支援いたします。
 - 支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

(4) 実施年月日

平成23年5月9日から適用します。なお、5月8日以前に要した経費については支援の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

福島県教育庁財務課 ☎024-521-7783

〈参考〉あしなが育英会奨学金について

あしなが育英会では、東日本大地震・津波で親を失った0歳から大学院生までに「特別一時金」を支給します（返済不要）。

○対象者

東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った家庭の子ども

○一時金の給付金額

未就学児：10万円 小中学生：20万円
高校生、進学準備生：30万円 大学・専門学校・大学院生：40万円

○申込期限

平成24年3月10日（平成23年度限定）

【お問い合わせ先】

あしなが育英会 ☎0120-77-8565、(03)3221-0888
ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

13 消費に関する無料法律相談について

県では、契約のトラブルや借金（ローン）の返済方法などのお困りごとに関して、法律の専門家による無料法律相談を実施しております。

秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

○相談方法 面談（事前予約制）又は電話

○相談日 平日：原則毎週木曜日 13:00～17:00
休日（面談のみ）：原則第4日曜日 10:00～15:00

○その他 通話料は相談者の負担になります。

【お問い合わせ先】

福島県消費生活センター ☎024-521-0999

〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

〈参考〉災害地域生保契約照会制度について（生命保険協会）

生命保険協会では、今回の地震により被災されたお客さまが、加入していた生命保険会社がわからず保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行うことができます。

○災害地域生保契約照会センター ☎0120-001-731

【受付時間：9:00～17:00（月～金（祝日除く））】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした 無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連 (10時～15時: 平日)
	024-534-1211	県弁護士会
	024-925-6511	(14時～16時: 平日)
	0242-27-2522	
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～土) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室 (コールセンター)
医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
	024-935-0611	県中児童相談所
	0242-23-1400	会津児童相談所
	0246-28-3346	浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556	精神保健福祉センター (9時～17時: 平日)
	024-534-4300	県北保健福祉事務所
	0248-75-7811	県中保健福祉事務所
	0248-22-5649	県南保健福祉事務所
	0242-29-5275	会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	南会津保健福祉事務所
	0244-26-1132	相双保健福祉事務所
	024-924-2163	郡山市保健所
	0246-27-8557	いわき市保健所
	024-536-4343	(以上、8機関 8時30分～17時15分: 平日) 福島いのちの電話 (10時～22時: 土日含む)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010	女性のための相談支援センター (9時～21時)
	0120-941-826	パープル・ホットライン(24時間)
	0243-23-8320	男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時

生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
教育に関する相談	024-523-1710 024-523-1720	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 （自動車税・納税証明書など）	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター
公害（水・大気・土壌）に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター（10時～16時）
応急危険度判定から 復旧までの相談	024-521-4033 024-932-3627 0242-39-0058 0246-29-2355	県建築士事務所協会 （平日8時～17時）
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
行方不明者・警察安全相談	0120-510-186	福島県警察本部（9時～19時）
経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
総合受付	080-2807-7017	団体支援課
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-525-4019 024-534-0928	金融課
労働に関する相談	024-535-7348 0120-610-145 0120-536-088	雇用労政課 福島労働局被災者ホットライン （9時～16時）
就職に関する相談	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター
工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
農産物に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
モニタリング	024-521-7351 024-521-7489	農産物安全流通課
消費	024-521-7245	食品生活衛生課
生産（作付）	024-521-7344 024-521-7336	研究技術室
農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課（8時30分～21時：毎日）
国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで】		
国管理道路（国道4号、6号、13号、49号）	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路（上記以外の国道、県道） などの土木施設に関する相談	024-521-7869	土木企画課

市町村問い合わせ先一覧

(5月12日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731~4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	県北管内	いわき市		0246-25-0500	会津管内
福島市		024-535-1111	磐梯町	0242-74-1211	
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
県中管内	大玉村	0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
	郡山市	024-924-7111	会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111	南会津管内	下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111	檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111	只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)		
		浪江町	二本松市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22) ※23日から県男女共生センター		
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		